

# 北星学園大学学術情報リポジトリ運用要項

(2014.2.24 2013年度第9回研究支援委員会 承認)

## (目的)

1. 北星学園大学学術情報リポジトリ(以下「リポジトリ」という)は、北星学園大学及び北星学園短期大学部(以下「本学」という)の専任教育職員又は本学の大学院生が作成した学術研究成果物(以下「学術コンテンツ」という)を電子的に収集・蓄積し、国内外に広く発信することにより、学術研究の一層の発展に寄与することを目的とする。

## (管理運用体制)

2. リポジトリの管理運用は、内容に応じて以下のように分担して行う。なお、管理運用等について協議が必要な場合には、部局間で協議するものとする。
  - (1) 学術コンテンツの収集及び登録承認等は、総合研究センター(研究支援委員会/研究支援課)が行う。
  - (2) 学術コンテンツの登録及びリポジトリシステムの維持管理は、図書館(図書館運営委員会/司書課)が行う。

## (登録対象)

3. リポジトリに登録することができる学術コンテンツは、以下の条件を満たすものとする。
  - (1) 学術コンテンツの種別  
紀要論文  
本学ワーキングペーパー  
科学研究費助成事業研究成果報告書  
学術雑誌掲載論文  
学位論文(本学が学位を授与した博士論文、要旨集)
  - (2) 本学に在籍し又は在籍したことがある専任教育職員及び大学院生が、学術コンテンツの主要な部分を作成したもの。
  - (3) 電子的フォーマットにより作成され、ネットワークを通じて配信できるもの。
  - (4) 公開により法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生ずるおそれのないもの。

## (登録手続)

4. 学術コンテンツの登録を希望する者(以下「登録者」という)は、所定の手続きにより登録申請を行い、総合研究センター長により登録の許可を得るものとする。ただし、学術コンテンツの種別によっては、登録申請の手続きを省略できる場合がある。(別表第1、別紙様式1)

## (学術コンテンツの使用)

5. リポジトリシステムを管理する者(以下「管理者」という)は、登録する学術コンテンツを以下のように使用することができる。
  - (1) 複製し、リポジトリシステムに格納する。
  - (2) リポジトリシステムを通じて不特定多数に無料で公開(送信)する。
  - (3) 保存及び利用可能性の維持のために複製・媒体変換を行う。

## (学術コンテンツの著作権等)

6. 学術コンテンツの著作権等については、次のように処理するものとする。
  - (1) 登録者は、登録にあたり必要となる著作権の利用許諾を得るものとする。
  - (2) 学術コンテンツの著作権が登録者のみに帰属する場合は、登録者は、5に定める使用

について許諾するものとする。

- (3) 学術コンテンツの著作権が複数の者に帰属している場合は、登録者は、5 に定める使用について全ての著作権者の許諾を取得するものとする。
- (4) 学術コンテンツの著作権が出版社や学会等に帰属する場合又は登録者が許諾を得ることが困難な場合は、図書館が許諾の確認等を行うものとする。

(登録された学術コンテンツの著作権等)

7. 学術コンテンツのリポジトリへの登録は、著作権等の変更をとみなわない。

(学術コンテンツの削除)

8. 管理者は、以下の場合においてリポジトリに登録された学術コンテンツを削除することができる。

- (1) 登録者から削除の申請があった場合
- (2) 他者に帰属する著作権等を侵害する場合
- (3) 盗用・剽窃等の不正行為に基づく成果である場合又は内容が著しく不適切であると認められた場合

(その他)

9. リポジトリの管理運用に必要なその他の事項は、別に定める。

#### 附 則

この指針は、2014年4月1日に施行する。

#### 運用要項 4 関係 (別表第1)[登録申請方法]

学術コンテンツ種別		[様式1] による申請	著作権処理 (公開許諾)	準拠する規程・要項等
1	紀要論文	省略	不要	北星論集刊行要項 大学院論集刊行委員会及び編集・刊行要項
2	本学ワーキングペーパー	省略	不要	ワーキングペーパー取扱要項
3	科学研究費助成事業 研究成果報告書	省略	不要	科学研究費助成事業 - 科研費 - 文科省お よび学振研究者使用ルール
4	学術雑誌掲載論文	要	要	本学学術情報リポジトリ運用要項
5	学位論文	省略	不要	本学学位規程

[様式1]による申請が「省略」とあるものは、それぞれに定められた規程・要項による取扱いの結果、リポジトリにも登録されるものとする。

